

特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金Q & A  
(R5.3.10版)

【目次】

**1. 補助対象者（補助要件）について**

- ① 本補助金に何社採択されるのか？
- ② 現在，特定技能2号が創設されていない特定産業分野（介護・自動車整備等）は対象となるか？又，来年度，特定技能2号が創設されなかった場合，補助金は返還する必要があるか？
- ③ 特定技能2号輩出に向けた取組を実施することを明記すれば，本補助金に採択されるのか？
- ④ 社会福祉法人や漁業生産組合は対象となるか？
- ⑤ 個人事業主は対象となるか？

**2. 補助対象経費・取組内容について**

- ① 既に特定技能2号輩出に向けた取組を実施している。この取組を継続する場合は補助対象経費となるか？
- ② 特定技能外国人を受け入れるために，アパートを借り上げる予定だが，借り上げに要する経費は補助対象経費となるか？
- ③ 経費区分（報償費，旅費等）は交付決定後，相互間で流用して良いのか？
- ④ 申請する経費は概算でも良いか？
- ⑤ 他団体から別の助成金を受け取っているが，本補助金は申請できるか？
- ⑥ 親睦会等での食事代やお土産代も対象経費として良いか？

**3. 補助対象期間について**

- ① 交付決定日より前の取組は補助対象となるか？

**4. その他**

- ① 申請受付期間が3回に区切られているが，第2回・第3回の申請受付は実施されるか？
- ② 本補助金について，立入検査はあるのか？
- ③ 採択された場合，事業実施にあたり，説明会等予定されているか？

## 【Q & A】

### 1. 補助対象者（補助要件）について

① 本補助金に何社採択されるのか？

→ 県内企業5社程度を予定しています。

② 現在、特定技能2号が創設されていない特定産業分野（介護・自動車整備等）は対象となるか？又、来年度、特定技能2号が創設されなかった場合、補助金は返還する必要があるか？

→ 本補助金では、今後、特定技能2号の創設を見越して、特定技能2号の輩出を目指した取組を実施する企業は、対象となります。又、特定技能2号の創設がされなかったことを理由に補助金の返還を求めることはありません。

③ 特定技能2号輩出に向けた取組を実施することを明記すれば、本補助金に採択されるのか？

→ 本補助金は、特定技能2号の輩出に向け、実現性のある取組を実施する企業を、厳正な審査の結果、採択事業者として決定します。採択された企業は他企業のモデルとなる特定技能2号輩出に向けた取組を実施していただく必要があります。したがって、審査により不採択となる可能性もありますので、ご了承ください。

④ 社会福祉法人や漁業生産組合は対象となるか？

→ 本補助金は中小企業の支援を目的としており、中小企業基本法に規定する中小企業を対象としております。上記の法人や組合は対象となりません。

⑤ 個人事業主は対象となるか？

→ 対象となりません。

### 2. 補助対象経費・取組内容について

① 既に特定技能2号輩出に向けた取組を実施している。この取組を継続する場合は補助対象経費となるか？

→ 補助対象経費となります。

② 特定技能外国人を受け入れるために、アパートを借り上げる予定だが、借り上げに要する経費は補助対象経費となるか？

→ 補助対象外とはしていませんが、特定技能2号の輩出に期待できる効果を、事業計画書に明確に記載いただく必要があります。なお、敷金のような返還の可能性のある経費に補助金を充てることはできませんので、ご注意ください。

- ③ 経費区分（報償費，旅費等）は交付決定後，相互間で流用して良いのか？  
→ 50 万円以上の経費を流用する場合は，変更交付申請が必要となります（交付要綱別表 2 参照）。
- ④ 申請する経費は概算でも良いか？  
→ 概算で構いませんが，積算は可能な限り詳細にお願いします。内容によっては，お問い合わせさせていただきますのでご了承ください。
- ⑤ 他団体から別の助成金を受け取っているが，本補助金は申請できるか？  
→ 他団体等から助成金等の交付を受けている場合は，補助対象経費から他の助成金等支給額を減じて，交付申請していただきます。詳しくは申請の手引きをご参照ください。
- ⑥ 親睦会等での食事代やお土産代も対象経費として良いか？  
→ 食事代・お土産代は対象外です。

### 3. 補助対象期間について

- ① 交付決定日より前の取組は補助対象となるか？  
→ 交付決定日～事業完了日までの取組が補助対象です。支払時期が交付決定日以降だとしても，交付決定日より前の取組は補助対象となりません。

### 4. その他

- ① 申請受付期間が3回に区切られているが，第2回・第3回の申請受付は実施されるか？  
→ 第1回の申請締切日時時点で，提出されている申請を審査し，採択事業者を決定します。予算の上限に達した場合は，第2回・第3回の申請受付を実施しない可能性もあります。
- ② 本補助金について，立入検査はあるのか？  
→ 補助事業実施期間中に，企業への訪問や立入検査の実施を予定しています。その他，必要に応じて調査及び立入検査の実施や，県への報告を求めることがあります。
- ③ 採択された場合，事業実施にあたり，説明会等予定されているか？  
→ 採択事業者には，交付決定後，速やかに取組に係る注意事項等，個別に説明させていただく予定です。